

(2) 警察庁関係

調査名	調査時期	実施府省庁	調査対象・調査対象数	調査事項	調査結果概要
犯罪被害者実態調査	平成4～6年度	警察庁 犯罪被害者実態調査研究会	・犯罪被害者（平成3年12月末発生の事件から遡って選定）アンケート調査 1,065人（回答者数731人） インタビュー調査25件 ・刑事司法関係実務家（警察官、検察官、弁護士、裁判官、保護観察官）アンケート調査 746人（回答者数340人）	・第一次被害の実態、急場対応、被害回復過程等 ・第二次被害の実態、被害者の保護、損害回復等	・被害者遺族の精神的影響については、犯罪により誰を失ったのかが大きく影響しており、全体をとおしていえば、配偶者を失った場合に最も大きく、以下、親、子、兄弟の順になっているが、親と子とではそれほど大きな違いはないことが分かった。 ・遺族は、捜査活動によっても精神的・肉体的苦痛を受けることがあり、捜査上被害者の協力は不可欠であるとはいっても、その立場や気持ちに配慮した対応が求められていることが判明した。
交通事故被害実態調査	平成10年	警察庁交通 局交通指導課 科学警察研究所	（調査対象）交通事故遺族、交通事故の重傷被害者 （調査対象数）交通事故遺族491人、重傷事故被害者644人	事故の概要、事故後の生活の変化、身体の後遺症、精神的苦痛、警察の事故捜査や被害者対策に対する意見等	遺族、重傷被害者とも、抑うつ、不安、事故に関する苦痛な記憶などが顕著であった。遺族、重傷被害者とも、損害賠償交渉が未解決である人が少なくなかった。重傷被害者では、身体の後遺症がある人が多かった。警察の事故捜査に対しては、公平で十分な捜査、事故の状況や捜査結果の説明を要望する意見が多かった。警察の被害者対策については、プライバシーの配慮、事故の相手の刑事処分に関する通知などの要望が多かった。
犯罪被害者実態調査	平成14年	警察庁 犯罪被害者実態調査研究会	・犯罪被害者（平成10年から平成12年における犯罪の被害者（遺族を含む。））アンケート調査 1,269人（有効回答者数852人）	・被害者等の意識・援助のニーズに関する分析 ・警察等関係機関・団体等の被害者支援等に対する評価	・被害者等は、事件直後から精神的影響や二次的被害を受けており、特に、PTSDスコアを用いた分析では、被害者遺族、女性の身体犯被害者及び性犯罪被害者については、一定期間経過後も精神的影響が深刻である状況が判明した。 ・警察の対応に対する総合的な評価では、「満足」（34.6%）が「不満」（29.7%）をやや上回ったが、個別施策（「被害者の手引」の配布、事情聴取時の配慮等）に対する評価では、年々これらの施策が定着しつつあるものの、なお一層の確実な実践が望まれる状況が見られた。

調査名	調査時期	実施府省庁	調査対象・調査対象数	調査事項	調査結果概要
地下鉄サリン事件の被害者及び遺族の被害実態に関する調査研究	第1回：平成10年4～5月 第2回：平成12年3月	警察庁長官官房給与厚生課 科学警察研究所	(調査対象) 第1回：平成7年に発生した地下鉄サリン事件について、警視庁で被害届を受理した者のうち、調査に協力すると回答した者 第2回：第1回調査実施時に調査に協力してもよいと回答した者 (調査対象数) 第1回：5,311人(有効回答者数1,247人) 第2回：1,536人(有効回答者数837人)	第1回：被害状況、身体症状、心身への影響、社会生活上の変化及び周囲の人々の反応、警察への意見、被害者の要望等、マスコミへの感想 第2回：身体的被害、生活上の変化、心理的な影響、変化の要因、オウム真理教について、国等へ望むこと	第1回：事件から3年が経過した時点においても、サリンによる後遺症や事件を契機として発症したと考えられる多岐にわたる身体症状や精神的症状を抱えていた。家族や友人等に支えられた人が多い一方、職場の人に傷つけられたとする人も少なくなかった。国に対して、事件への対応、医療に関すること、精神的・身体的・経済的支援に関すること等を求める要望が多く見られた。 第2回：第1回調査から2年が経過した時点で、心身の症状が改善した者は4割弱、継続又は悪化した者が3割強であった。被害直後に多く見られた目に関する症状は減っているが、身体の不調を訴える者の割合は増加する傾向が見られた。回復には周囲の人々からの援助、特に家族からの援助が大きな支えとなっていた。

(3) 法務省関係

調査名	調査時期	実施府省庁	調査対象・調査対象数	調査事項	調査結果概要
強姦事件の量刑と被害者に関する研究	昭和40年	法務省 法務総合研究所	(調査対象) 昭和39年7月1日から昭和40年6月30日までの間に東京、宇都宮、熊本、山形の各地検で受理した強姦事件(強姦、同未遂、準強姦、同未遂、強姦致死傷、強盗強姦、同致死のすべてを含む。) (調査対象数)470人	被害者年齢、職業、配偶関係、性交経験の有無、居住関係、生活態度、過失の有無、被疑者との面識等	被害者は13歳から24歳までの年齢層が大部分を占め、学生生徒が多い。約81%が未婚であり、家族と同居している者が一番多い。生活態度は善良の者が多かった。被疑者との面識が全くなかった事案は少なく、半分程度で面識があった。
交通事犯における加害者と被害者	昭和42年	法務省 法務総合研究所	(調査対象) 昭和40年11月1日から昭和41年6月4日までの間に中野刑務所に入所した交通事犯禁錮受刑者のうち刑期6か月以上の者が犯した本件の犯罪被害者(被害者が死亡している場合はその家族)のうち東京又はその周辺に居住している者で調査可能であった者 (調査対象数) 40人	被害者の年齢・性別、被調査者の年齢・性別、被害に関する項目、被害者に関する項目、加害者に関する項目、損害補償に関する項目、被害者家族の生活に関する項目、交通犯罪についての意見に関する項目	重大な被害を受けた者は、働き盛りの男子が多く、家族の支柱であった場合が多い。被害者の過半数は、自己に過失がなかったと主張している。被害を受けた後、被害者又はその家族は、精神的、身体的、経済的などの諸生活面でかなり大きな影響を受けている。